

定時制・通信制教育の充実を求める署名

今、定時制・通信制高校に学ぶ高校生の割合が増えています。その中には、働きながら学びたい人や、さまざまな困難を抱える人が多くいます。このため定時制・通信制高校では、きめの細かい、より丁寧な教育が必要です。

2013年6月26日に制定された「子どもの貧困対策の推進に関する法律」の第一条に「この法律は、子どもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのないよう、貧困の状況にある子どもが健やかに育成される環境を整備すると・・・」と明記されています。

ところが、2014年度入学生より高校の授業料不徴収から「所得制限」による就学支援金制度に変わり、教育の無償化という世界の流れに逆行することになりました。この結果、所得証明を必要とする申請手続きなどで、学校や生徒・保護者に大きな混乱をもたらしています。また、徴収した「授業料」は、低所得世帯の高校生への支給以外にも使われています。

私たちは、すべての高校生の学費無償化を求めるとともに、定時制・通信制高校で学ぼうとする、すべての人たちの教育を受ける権利を保障するために、以下の項目の実現を強く求めます。

記

1. 生徒の学ぶ権利を保障してください。
 - (1) すべての高校生の授業料を無償にしてください。
 - (2) 国の責任で、定時制・通信制教育にかかわる経費を無償にしてください。とりわけ、入学準備金制度を創設してください。また、在籍するすべての生徒の教科書・学習書、給食等は無償にしてください。
 - (3) 教育予算増により給付型の奨学金制度を拡充してください。
 - (4) 定時制・通信制高校の統廃合を一方的にすすめないでください。
 - (5) 定時制・通信制の給食をより充実したものにしてください。
2. 定時制・通信制教育の充実のため教職員を増やしてください。
 - (1) 定時制の1学級の定員を20人以下にしてください。
 - (2) 様々な問題を抱えている生徒たちに対応するには、教職員があまりにも不足しています。定時制・通信制の教員定数を抜本的に改善してください。
 - (3) 教育に臨時はありません。臨時教職員を正規職員にしてください。
 - (4) すべての定時制・通信制高校に必要な教職員（養護教諭・事務職員・現業職員・司書など）を配置してください。
 - (5) 進路指導を充実させるための専任教職員や特別な教育的ニーズを持つ生徒に対する専門・専任の教職員、とりわけスクールソーシャルワーカーを配置してください。

氏 名	住 所

※この署名簿は、個人情報保護法に基づき、目的以外には使用しません。

取扱い団体 全日本教職員組合
北海道高等学校教職員組合連合会

定時制・通信制教育の充実を求める署名

【要求趣旨】

今日、定時制通信制高校は、働きながら学びたい者や不登校体験者、全日制高校中退経験者、発達障がいをもつ人など、さまざまな困難を抱えるひとびとの学びの場となっています。また、経済的な理由から定時制通信制高校を必要としている生徒も数多くいます。

憲法・子どもの権利条約に示されている教育を受ける権利を、すべての定時制・通信制高校で学ぼうとしている人たちに保障するため以下の項目の実現を要請します。

【要請事項】

- 1 定時制・通信制高校の機械的な募集停止や学級削減、統廃合は行わず、高校配置については、生徒、保護者、地域、教職員の意見を十分に尊重すること。
- 2 生徒全員が対象となる「教科書無償給与」「夜食給食補助」を復活させること、当面、希望する生徒が全て対象となるようにすること。
- 3 現行の学資金を、返還不要の給付型の学資金に改善すること。
- 4 定時制の学級定員を20人以下とすること。
- 5 就学支援金・奨学給付金制度の内容を保護者に周知徹底するように取りはからうこと。
- 6 すべての通信制協力校に専任の地方指導員、協力校の生徒数に応じて養護教諭を配置すること。
- 7 有朋高校通信制協力校において、地方指導員の休日勤務の振り替え休業の取り方を全ての協力校に周知するとともに、学校体制を点検するなどし、地方指導員業務にともなう超過勤務を放置しないこと。
- 8 定時制通信制生徒の、就労機会を保障するため道の雇用対策事業を拡充すること。
- 9 夜間定時制高校の「完全給食」制度を維持すること。また、現在従事している非常勤給食調理員の正規職員化を速やかに行うこと。

氏 名	住 所

取扱い団体 _____

※この署名簿は、個人情報保護法に基づき、目的以外には使用しません